平成31年2月

平成32年度税制改正要望事項

公益社団法人福岡中部法人会
公益社団法人福岡西部法人会
公益社団法人博多法人会
公益社団法人東福岡法人会
公益社団法人筑紫法人会

福岡地区の５つの法人会は、平成３２年度の税制改正に関して、中小企業に係る税制を中心に下記のとおり、その実現を強く要望します。
また、全法連の提言内容を、税制改正に反映させるため、政府税制調査委員会への全法連代表の参画を要望いたします。

【主要な要望事項】

1　事業承継税制の恒久化と更なる要件の緩和【継続】
平成30年度の税制改正で、事業承継税制の特例措置が創設された。しかし、10年間の時限立法であるため特例措置の恒久化を強く求めます。また、この制度を真に中小企業の存続のために機能するものとするため、更なる要件の緩和を求めます。

2　消費税単一税率と請求書等保存方式に改正【継続】
消費税10%への引き上げと同時に軽減税率制度が導入され、５年後にはインボイス制度が導入されることになっているが、これは事業者への事務負担が大きいうえ、新たな不公平を創出することにもなる。税制の簡素化、税務執行コスト及び税収確保の観点から問題が多く、税率10%までは単一税率と請求書保存方式に改正することを強く求めます。

3　法人税中小企業軽減税率の本則化と適用所得金額の引き上げ【継続】
中小企業の軽減税率の引き下げについては、平成23年度第2次税制改正において一応実現はしましたが、軽減税率適用所得金額そのものについては、従来から議論されず、現行800万円については暫定的なものであり、本則化とさらなる引き下げを求めます。
また、経営努力している中小企業のために適用所得金額を2,400万円に引き上げることを強く求めます。

4　法人税減価償却制度の簡素化と少額減価償却資産の取得基準額の引き上げ【継続】
減価償却の適用資産と耐用年数等償却率が複雑化していることから、これらの減価償却資産の適用区分と償却率を簡素化することを求めます。
また、法人税法と租税特別措置法と合わせて三つある中小企業者に係る少額減価償却資産制度を事務処理及び償却資産管理の負担の軽減と効率化を図る観点から、統一して基準額を引き上げ100万円未満とすることを強く求めます。

【個別事項】

1　法人税関係

（１）交際費課税制度の廃止【継続】

交際費課税制度は,中小企業に限らず、実際に交際費として社外流失したものを損金としない理論的根拠が見いだせないとともに、経済の活性化の観点からも、損金不算入制度の廃止を求めます。

また、社会慣習上その支出を避けがたい慶弔費で、社会通念上相当と認められる金額については、交際費課税の対象から除外することを求めます。

（２）退職給与引当金及び賞与引当金繰入額の損金算入制度の復活【継続】

労働協約や就業規則において退職給与や賞与を支給することが明確に規定されている場合においては、確実な支出が認められる負債として退職給与引当金及び賞与引当金繰入額の損金算入を求めます。

（３）法人税率の引き下げ【新規】

OECD 加盟国のように実効税率平均を 25％台まで引き下げることを求めます。平成 30 年４月１日以後に開始される事業年度から、法人税率が 23.2％に引き下げられたとはいえ、実効税率は 29.74％となっています。アジア 10 か国の平均は 22％となっており、依然として高水準となっています。

（４）同族会社の判定に係る親族の範囲の縮小【新規】

同族会社の範囲等においては民法第 725 条の「親族」の規定を適用することとされていますが、同条に規定されている親族の範囲は、現代社会における家族関係、親戚付き合いから等からして広範囲に過ぎ、この親族について更に「特殊の関係のある個人又は法人」までも加えることとされていることは、あまりにも実態と乖離しているといわざるを得ません。そこで、法人税法における親族の範囲について、「３親等以内の血族、配偶者及び２親等以内の姻族」と規定し、「特殊の関係のある個人又は法人」についても見直しを行い、その範囲を狭めることとして実態に合ったものとするよう求めます。なお、所得税法、相続税法等の他の税法についても同様の改正を求めます。

（５）役員給与の損金算入範囲の拡大【新規】

非同族会社にだけ認められている「業績連動給与」については、中小企業経営者の経営意欲向上のためにもこれを拡大し、同族会社にも一定の範囲で損金算入できることを求めます。

また、「定期同額給与」の改定については、中小企業においては好不況が激しいという現状を踏まえ、原則事業年度から３か月以内に限って認められている定期給与の額の改定期間を６か月まで拡大することを求めます。

（６）修繕積立金の損金算入【新規】

建物の大規模修繕に関しては、規模によっては費用が多額となることがあるため修繕積立金の損金算入を求めます。

（７）受取配当の益金不算入【新規】

配当金は法人税課税済の益金であり、所得税の配当控除のように二重課税を調整すべきで、受取配当金全額の益金不算入を求めます。

2　所得税関係

（1）不動産所得の負債利子の損益通算【継続】

土地に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に他の所得との損益通算が認められていません。

この取り扱いは土地取引を制限するバブル期の措置として設けられたものであり、また、所得の計算上、この負債利子も必要経費であって、他の経費と区分する理由もありませんので、損益通算が認められるようにすることを求めます。

（2）土地・建物の譲渡損失の損益通算【継続】

土地政策の観点から土地・建物の譲渡所得は、分離課税とされていますが、現在においては土地政策の背景が変化しており、むしろ譲渡所得を軽課して土地取取引を促進すべき時期にあると認められます。また、損失を損益通算するのが所得税の本来の姿です。

このため、総合課税の譲渡所得と同様に損益通算ができるようにすることを求めます。

（3）給与所得控除の見直し【新規】

所得の額が1,000万円を超えると一律220万円の給与所得控除額しか認められていない。しかしながらこれは、中小企業の経営者が、職務に対する正当な対価として給与を受け取ろうとした場合に、勤労意欲をそぐ課税強化となっている。中小企業の経営者がより一層頑張る意欲を持てるようこの控除額の引き上げを求めます。

（4）医療費控除額の引き上げ【新規】

医療費控除については、最新の医療費の実態に即して、最高限度額を300万円（現行200万円）に引き上げることを求めます。

3　相続税・贈与税関係

（1）取引相場のない株式の評価の緩和【継続】

類似業種比準方式での1株当たりの利益の計算基準を3倍から1倍に引き下げた改正点は評価するところですが、類似業種比準方式の斟酌率を中会社及び大会社についても70%を50%へ引き下げることを求めます。

また、純資産価額方式による評価に当たっては、従業員退職金の期末要支給額の全額を負債として取り扱うことを求めます。

（2）保険金・死亡退職金の非課税限度額の引き上げ【継続】

保険金・死亡退職金の非課税限度額については、昭和63年度の改正で法定相続人一人当たり500万円とされましたが、1,000万円まで引き上げることを求めます。

（3）相続税基礎控除の見直し【継続】

相続税基礎控除については、平成27年1月1日から現在の控除額（基礎控除3,000万円、法定相続人1人当たり600万円）に引き下げられましたが、少子高齢化に伴い相続人数が減少していることから、引き下げ以前の控除額（基礎控除5,000万円、相続人1人当たり1,000万円)への見直しを求めます。

（4）贈与税の配偶者控除の拡充【継続】

贈与税の居住用不動産の配偶者控除額2,000万円は、昭和63年以来据え置かれていますので、居住用不動産譲渡の特別控除と同様に3,000万円に引き上げることを求めます。

4　消費税関係

（１）適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入における対応措置【新規】

インボイス制度の導入に当たっては、事業者の準備、事業者取引への影響など中・小規模事業者にとってある程度の影響と混乱が見込まれることから、特段の配慮をするよう関係法令の整備を求めます。

（２）転嫁に関する規程及び罰則の新設【新規】

市場における優越的地位にある事業者との取引においては、適正な転嫁が困難な事業者が多くいることも事実である。昭和63年12月30日に公布された税制改革法第11条第1項に規定する「消費税を円滑かつ適正に転嫁するものとする」という基本規定のほか、消費税法に課税取引の適正な転嫁に関する及び転嫁を拒否した場合の罰則の規定を設けるなど、適正な転嫁に必要な施策を講ずることを求めます。

5　間接諸税関係

印紙税の廃止【新規】

印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など、取引慣行の変化に伴って、背景にある経済取引に対して課税するという根拠が希薄化している。

文書作成の有無による課税は公平性を欠くので廃止することを求めます。

6　地方税関係

（１）個人住民税の一括納付【継続】

個人住民税の特別徴収について、納付先市町村が複数ある場合には特別徴収義務者の事務手続き簡素化のため、納付先市町村の明細書を添付して、その特別徴収義務者の本店所在地を管轄する市町村において一括納付ができるようにすることを求めます。

（２）固定資産税【新規】

ア　免税点の引き上げ

固定資産税の免税点（20万円（建物）ないし30万円（土地））については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅な引き上げを求めます。

イ　税率の引き下げ

現行税率の1.4%は、負担が大きいことから税率を1.0%に引き下げ、実勢価格による税負担に近づけることを求めます。

ウ　評価方法の周知

評価額の算出過程については通知されないことから、評価制度の向上を図るとともに納税額と併せて分かりやすい評価額算出過程を通知することを求めます。